



Movements for the Internet Active Users
一般社団法人インターネットユーザー協会

消費者・ユーザー目線で考える クリエイターへの適切な対価還元のありかた

文化庁 文化審議会 著作権分科会 「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」 提出資料

主婦連合会

一般社団法人インターネットユーザー協会



この文書は クリエイティブ・コモンズ 表示 4.0 国際ライセンスの下に提供されています
<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>

コンテンツの利用形態の変化(音楽)

- **サブスクリプション(聴き放題)サービスの台頭**
 - AWA、LINE Music、Apple Music、KKBOX、うたパス、dヒッツ、dミュージック、Spotify(日本未進出)、PlayStation Music(日本未進出)、TIDAL(日本未進出)……
- **スキャン&マッチ型は参入が少ない**
 - iTunes Match, Google Music(日本未進出)
- **YouTubeやニコニコ動画などでの音楽聴取は完全に定着**
 - UGCが重要なコンテンツのひとつとなる
- **音楽配信サービスによる音楽購入は定着**
 - ハイレゾ(高音質音源再生)ブームを支えているのは音楽配信サービス
 - 着信音の売り上げは減っているが、音源そのものの売り上げは増えている
- **CDの購入はじりじりと減っている**
 - 日本レコード協会によると2014年度のレコード総生産額は前年比6%減。

コンテンツの利用形態の変化(映像)

- **サブスクリプションサービスが定着の兆し**
 - Hulu, Netflix, dTV, バンダイチャンネル, UULA……
- **見逃し配信サービスのスタート**
- **オンデマンド、PPV(Pay Per View)視聴は定着するも伸び悩み**
- **YouTubeやニコニコ動画などでの映像視聴は完全に定着**
 - UGCが重要なコンテンツのひとつとなる
- **日本ではまだまだテレビコンテンツが強く、レコーダーで録画して視聴することが主流**

「技術的」には時間や機器、場所から解放できる

DLNA, DTCP-IP, デジタル放送受信機における
リモート視聴要件の緩和(NexTV-F)

スマートフォン、タブレット、ファブレットなどの
視聴端末の普及

4G/LTE回線網の普及

ただし利便性には課題が残る

デジタル形式での録音・録画について

録音

- ・ サブスクリプションサービス、音楽配信サービスの台頭で、聴くための複製の機会は減少。
- ・ 既に購入した物理メディアのバックアップに主眼が置かれることになる。

録画

- ・ 既存の映像配信サービスでは私的複製は一切不可。
- ・ 既に購入した物理メディアのバックアップも不可。
- ・ テレビ放送のみ私的複製は可能だが、ダビング10によって複製枚数と孫コピーが制限されている。

音楽や映像の私的複製の機会は減る

技術、そしてビジネスモデルの変化によって、今後私的複製を行う機会は大幅に減少する。複製行為をターゲットにした新しい制度を構築しても、結局機能しないのではないか。

複製制御技術のためにユーザーの利便性が落ちている

- DVD/Blu-rayをスマートフォンやタブレットで映像を楽しむことができない
- 機器の故障時や買い替え時にコンテンツを引き次ぐことが難しい
- 物理メディアのフォーマットが変わった時に引き続き楽しむことができない
- LinuxやMacOSなどでテレビ番組を録画したDVD/Blu-rayを見ることができない
- Linuxにおいては正規購入品のDVD/Blu-rayを見ることは極めて困難

どれも今後のコンテンツ視聴を考える上で、ユーザーに不便を強いている。
さらに言えば情報へのアクセスを害されている。

イノベーションや新しいサービスを考える議論を

ユーザーは利便性の高いサービスを待ち望んでいる。新たなサービスが立ち上がり、そのサービスに価値を見出す消費者は利用料を支払う。補償金という形ではなく、新たなサービスやイノベーションを促進し、そのサービスとの契約の中で対価還元は行われるべき。

加えてタイムシフトやプレイスシフト、コンテンツの継承、コンテンツの引用、教育利用などの公正な利用の自由についても同時に議論すべき。

消費者・ユーザーの自由の確保を前提とした、新しい「対価還元の仕組み」の可能性

ユーザーの私的な範囲での複製・利用の自由が確保できる場合には、何等かの新しい対価の還元の仕組み構築の議論が可能と考える。

特に地上波テレビ放送の録画に関しては、ダビング10との関係を避けて通ることはできない。ダビング10の見直しと録画に関する対価の還元は同時に議論しなければ前に進まない。

対価がクリエイターへ確実に還元されるように新しい対価還元の仕組みを考える場合、クリエイターへの直接の還元にこだわらず、クリエイター振興に関する事業に用いることも視野にいれるべきではないか。

【例】

- SXSWやMidemなどの国際的なコンテンツ見本市へ出展するアーティストへの直接補助（英国のMusic Fundなどを例に）
- コンテスト形式で審査を行ない、賞金として制作費を援助するなど、消費者から見えやすい形の育成資金として利用